

しっかり君ファミリーが消費生活に関する情報をお伝えしていきます。

2022年4月1日から 18歳で成人になります！



しっかり君

18歳になると、親権に服さなくてよくなるし、親権者の同意なく契約できるようになります。

18歳成人になるとどうかわるの？



うっかり君

単独で契約できるため、社会経験の少なさなどから、消費者トラブルにあいやすくなっています。



のんびりパーパ

若者がトラブルにあわないために、様々な取り組みがされています。消費者庁では特設ページを開いています。参照してください！



きまじめパーパ

消費者庁 特設ページ「18歳からの大人」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

“困った、どうしようと思ったら”

消費者ホットライン



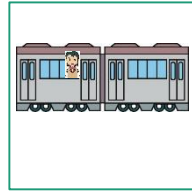
い や や
188 (局番なし)

お住まいの市町村などにある最寄りの相談窓口をご案内します。

契約とはなんでしょう

- ・契約とは、法的な拘束力を持つ約束です。
- ・契約は「申し込み」に対し相手が「承諾」したときに成立し、口約束でも成立します。(法律で書面を契約の成立要件と定めているものなどを除く)
- ・契約を誰とどのような内容とするかについては、自由に決めることができます。(契約自由の原則)
- ・契約すると当事者は契約内容を守る義務が生じ、原則として一方の都合だけでやめることはできません。

すべて契約です



スーパーで食品等を買う インターネット通販で商品を買う クリーニングに洋服を出す 電車に乗る スマートフォンを買い替える 映画を見る

契約をやめることができる場合

いったん成立した契約は一方的にやめられませんが、消費者を保護するための法律があり、一定の理由がある場合、契約が無効になったり、取消しや解除できる場合があります。

〈無効な契約〉

- ・意思能力のない人がした契約
- ・公序良俗に違反した契約
- ・相手と示し合わせて結んだ虚偽の契約
- ・強行法規に違反した契約

〈取消しができる契約〉

- ・詐欺や強迫による契約
- ・錯誤による契約
- ・未成年者が法定代理人の同意のないまま行った契約
- ・成年被後見人がした契約
- ・不当な勧誘による契約

〈解除できる契約〉

契約は有効に成立しているが、次の場合は「解除」することができます。

- ◎合意解除 ・当事者で合意した場合
- ◎法定解除 ・債務不履行・当事者の一方が契約内容を守らない
 - ・契約不適合責任・購入したものが契約内容に適合しない
 - ・過量販売・訪問販売や電話勧誘販売で過量な販売があった場合
- ◎約定解除 ・契約であらかじめ解除できる事由を定め、その事由を満たしたとき



☆未成年者の取消しとは

社会経験や契約の知識の少ない未成年者は、判断力が不十分であるとして、民法では未成年者が契約をする場合、親などの法定代理人の同意を得なければならないと定めています。そのため、未成年者が、法定代理人の同意を得ていない契約は取り消すことができます。

ただし、以下の場合は取り消せません。

- ・小遣いや仕送りの範囲内
- ・成年者であると詐術を用いる場合
- ・営業のための契約 他

2022年4月1日からは18歳になると未成年者取消しはできなくなります

若者に多いトラブル事例

若者からの相談の特徴は、スマートフォンなどを利用した、インターネット上の契約やSNSをきっかけとしたものが目立っています。

【事例】1回だけのつもりが定期購入！

スマートフォンで無料の動画サイトを見ていたら、「初回お試し500円」と書かれた脱毛剤の広告が表示されたので、興味を持ちサイトを閲覧した。お試しで「500円」ならと申し込んだ。数日後に代金500円の伝票が入った1回目の商品が送られてきて、コンビニで支払いを済ませた。その後2回目の商品が届き、5回の定期購入であることがわかった。2回目以降1個あたりの価格が数千円と高くなりお小遣いの範囲を超えている。支払えないし解約したい。(10歳代、男性)

アドバイス



- ・ホームページやSNS上の広告で「お試し〇〇円」「送料のみ」などと表示されていても、複数回の継続購入が条件となった定期購入になっている場合があります。
- ・商品を注文する前に、申し込み最終画面で「購入回数」や「支払い総額」を確認しましょう。
- ・あとで契約内容等確認できるよう、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。
- ・いつでも解約できるとなっているとしても、電話での解約しか認めないとして、電話がなかなかつながらないなど解約が難しい場合があります。また、解約料を求められることもあります。
- ・契約内容は事前にしっかり確認しましょう。

通信販売にクーリング・オフ制度はありません。返品条件を確認しよう。

【事例】サブスクリプション(以下サブスクという)無料お試しのつもりが有料契約に！

「1ヶ月間無料で無料動画見放題」のアプリをダウンロードして会員登録した。数回利用しそのままにしていた。6ヶ月後にクレジットカードで有料会員として料金を引き落とされていることに気づいた。

(20歳代:男性)

アドバイス



- ・サブスクを契約する前に、そのコンテンツや商品を継続して頻繁に利用するか検討する。
- ・解約手続きが複雑に設定されている場合があります。契約をする前に確実に解約できるよう、解約方法を確認しておきましょう。
- ・解約手続きは、契約時に付与されたID・パスワードでマイアカウントに入り自分で解約を申し出る仕組みが多いので、ID・パスワードはきちんと保管しておきましょう。

※サブスクリプションサービスとは、音楽や動画などの配信サービスや洋服やバック等のレンタルサービスを、毎月一定額の利用料金で一定の種類の商品・サービスの中から、自由に選んで好きなだけ利用できる継続契約です。

その他:若者に多いトラブル

- ・オンラインゲームで高額課金をしてしまった。
- ・通信販売で注文した物が届かなかったり、届いても偽物だった。
- ・SNSで知り合った人からマルチ商法の勧誘を受け契約したが、解約したい。
- ・コンサートチケットを公式チケット販売サイトと間違え、転売仲介サイトで購入してしまい入場できなかった。などの相談があります。

困ったときは相談を！

消費者ホットライン  **188**

お近くの消費生活相談窓口につながります



消費者庁
消費者ホットライン
188
イメージキャラクター
「イヤヤ」

令和4年度消費者教育・啓発ポスターコンテスト作品募集

中学生・高校生に、消費者意識を高める契機として消費者教育・啓発ポスターコンテストを下記のとおり実施します。作品は県内の消費者啓発に活用させていただきます。個人でも学校を通じて応募できますので、ご参加ください。

募集要項

1. テーマ

消費者生活や消費者トラブルに関する4部門

- ①若者の消費者トラブル部門
- ②高齢者の消費者トラブル部門
- ③エシカル消費部門
- ④製品安全部門



2. 応募資格

令和3年度奈良県内の中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する生徒

3. 応募期限

令和4年3月31日必着

4. 応募方法

- (1) 提出方法: 学校単位または、個人の応募の場合は学校を通して応募してください。
- (2) 応募点数: 1校につき部門ごとに「5点以内」、個人の場合は部門にかかわらず1点限り
- (3) 作品規格: A3サイズの用紙（縦横は自由）

画材は色鉛筆、絵の具等自由

特定のキャラクター、企業名、商品名等をイメージさせるものは使用しない。

その他: 作品ごとに、必要事項を記入した別紙応募票を貼付してください。

<ひつ幼事項> 応募部門、学校名、学年、氏名・ふりがな、作品タイトル、作成意図(200字以内)

5. コンテスト方法と表彰

審査会を開催し部門ごとに、最優秀賞1点、最優秀賞2点及び特別賞を選定し、表彰状と副賞を授与します。審査結果の発表は令和4年7月(予定)

6. 作品及び個人情報の取り扱い

・応募作品は自作で未発表のものに限ります。また、作品の著作権及び使用権をはじめとする一切の権利はセンターに帰属するものとします。

・応募作品については、センターのホームページやセンターが制作する啓発物品等に掲載するなど、消費者教育や啓発に利するとセンターが認めた各種広報に無償で使用するとともに、作品を使用

奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

消費生活相談

☎ 0742-36-0931

月～金 9:00～16:30 (年末年始、祝休日は除く)

消費者教育・啓発

☎ 0742-32-0621

(共 通) FAX 0742-32-2686

奈良県消費生活センター中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター3階

消費生活相談

☎ 0745-22-0931

FAX 0745-22-4999

月～金 9:00～16:30 (年末年始、祝休日は除く)

消費者
ホット
ライン

いやや

☎188

ひとり
まず
はま
ない
で
相談!